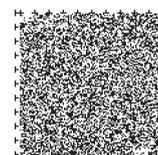


資料編



1 アンケート調査結果等

(1) 調査の概要

① 調査の目的

障害者計画・第4期障害福祉計画を策定するための基礎資料として、次のことを把握するために実施しました。

- 障害のある人の日頃の生活状況や様々なサービスの利用についての現状と希望
(主に施策やサービスへのニーズ把握)
- 市民・福祉関係者の、障害のある人との関わりの現状と意識
(共生社会づくりや地域の中での支え合いについての市民意識等)
- 障害のある人及び市民・福祉関係者の関連制度等の認知状況、市施策への意見等

② 調査の時期と方法

- 実施時期 : 平成26年6月26日～7月10日
- 調査基準日 : 平成26年6月1日
- 実施方法 : 郵送法(郵送による調査票の配付・回収)

③ 調査の対象

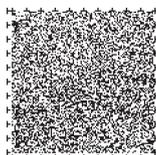
- 障害者調査 : 平成26年6月1日現在、本市に在住する障害者手帳所持者及びそれ以外の障害福祉サービス受給者全員(5,373人)
※障害者手帳所持者5,737人(内訳:身体障害者手帳4,178人,療育手帳827人,精神障害者手帳713人,それ以外の障害福祉サービス受給者19人)を対象に,重複等を避けて配布
- 市民調査 : 平成26年6月1日現在,本市に住民票を置く20歳以上の市民から2,000人を無作為抽出
- 福祉関係者調査 : 市内障害福祉サービス事業所(24か所)各職種200人

④ 回収結果

区分	配付数	有効回収数	有効回収率
障害者調査	5,373票	2,805票	52.2%
市民調査	2,000票	766票	38.3%
福祉関係者調査	200票	119票	59.5%

【結果の読み方】

- 「身体障害」は身体障害者手帳所持者,「知的障害」は療育手帳所持者,「精神障害」は「精神障害者保健福祉手帳所持者」のことをいいます。
- 「N」は集計の対象となっている回答者数,「SA」は単数回答,「MA」は複数回答を示しています。「無回答」は,回答が記入されていない又は読み取りが困難なものです。
- 比率は,小数点以下第2位を四捨五入しているため合計が100%にならないことがあります。
- 複数回答の場合,通常,回答者数(N)に対する選択肢ごとの回答数の和が回答者数(N)を超えるため,比率の合計も100%を上回ります。
- 質問文や選択肢の一部を省略して記載している場合があります。



(2) 調査の結果

調査結果の概要は、本編第2章P.13～18に掲載しています。

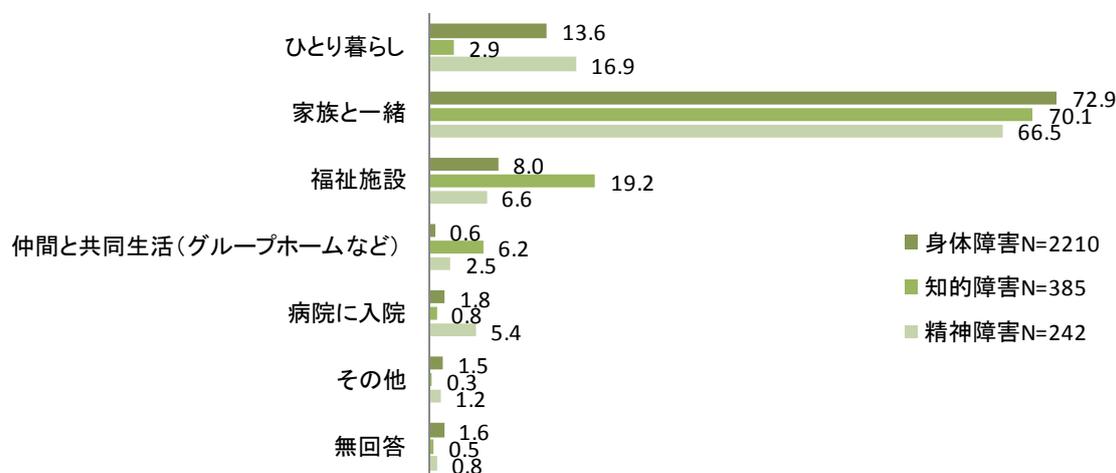
ここでは、主要な結果を抽出して掲載します。

① 暮らし方【障害のある人】

○「家族と一緒に」に暮らしている・暮らしたいという人が多くなっています。これに次いで、精神障害のある人及び身体障害のある人では「ひとり暮らし」、知的障害のある人では「福祉施設」が多くなっています。知的障害のある人を中心に「グループホーム」で暮らしたいという希望もみられます。

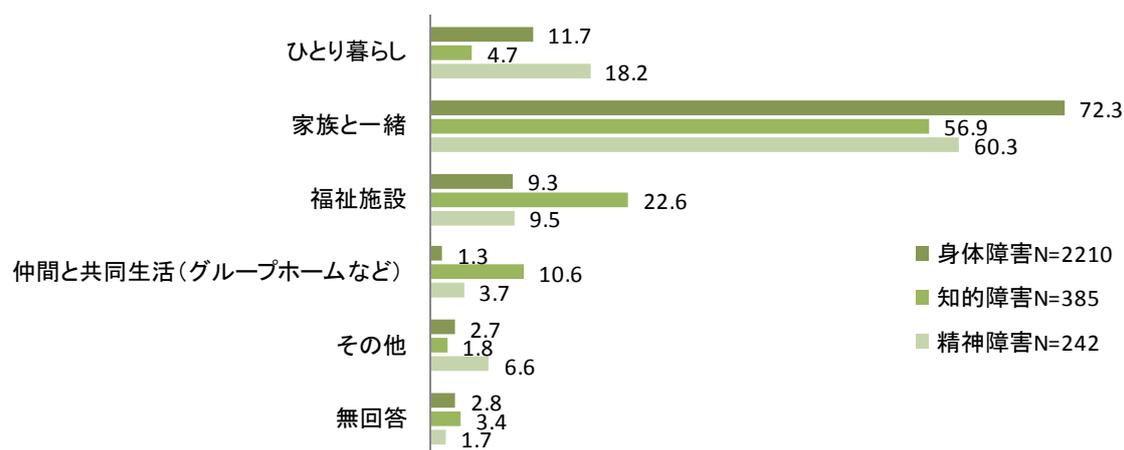
■現在の暮らし方（SA）

単位：％

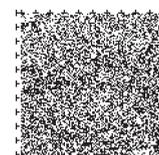


■今後希望する暮らし方（SA）

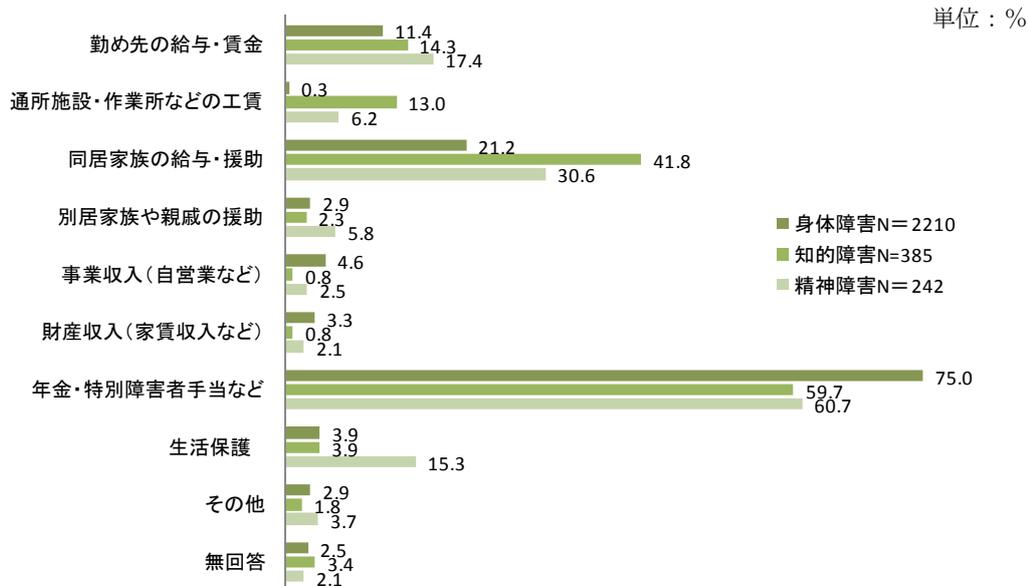
単位：％



○現在の収入は、「年金・特別障害者手当」「同居家族の給与・援助」「勤め先の給与・賃金」の順で多くなっています。精神障害のある人は、これに次いで「生活保護」も上位に挙げられています。



■現在の収入（MA）

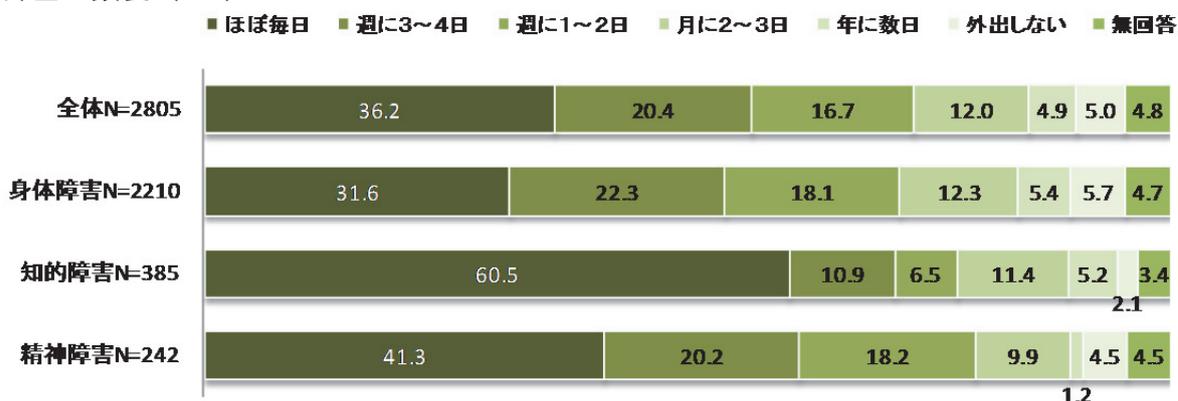


② 外出について【障害のある人】

○過半数が週に3～4日以上外出しています。外出のとき困難に感じることは、障害の種類によって異なり、身体障害では「道路に段差が多い」、知的障害では「会話が困難」、精神障害では「経費がかかる」がそれぞれ1位となっています。

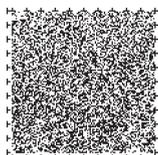
■外出の頻度（SA）

単位：%



■外出のとき困難に思うこと<上位項目>（MA）

順位	身体障害 N=2210	知的障害 N=385	精神障害 N=242
1位	道路に段差が多い 24.2%	会話が困難 32.7%	経費がかかる 39.3%
2位	障害者用駐車場がない・少ない 21.8%	車などが多く危険を感じる 21.3%	車などが多く危険を感じる 18.2%
3位	経費がかかる 16.0%	支援者がいない 15.8%	人目が気になる 18.2%
4位	障害者用トイレがない・少ない 14.0%	経費がかかる 15.3%	交通機関がない 16.5%
5位	車などが多く危険を感じる 13.0%	道路に段差が多い 12.2%	道路に段差が多い 11.2%



③ 相談・情報入手について【障害のある人】

- 「家族・親戚」に次ぐ相談先として、身体障害と精神障害では「医療機関」「友人・知人」、知的障害では「福祉施設・サービス事業所」「相談支援専門員・ヘルパーなど」があげられています。
- 「新聞・テレビ・ラジオなど」に次ぐ情報入手先として、身体障害では「市の広報など」、知的障害では「学校や施設など」、精神障害では「インターネット・スマートフォン」があげられています。
- 福祉関係情報の入手について困っていることは、「どこに情報があるかわからない」、「情報の内容が難しい」が上位となっています。

■相談先<上位項目> (MA)

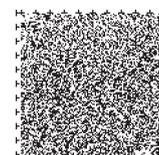
順位	身体障害 N=2210	知的障害 N=385	精神障害 N=242
1位	家族・親戚 75.1%	家族・親戚 66.5%	家族・親戚 66.5%
2位	医療機関 21.9%	福祉施設・サービス事業所 34.8%	医療機関 41.3%
3位	友人・知人 19.4%	相談支援専門員・ヘルパーなど 15.8%	友人・知人 29.3%
4位	相談支援専門員・ヘルパーなど 14.0%	友人・知人 13.2%	福祉施設・サービス事業所 18.2%
5位	市役所の福祉関係課 10.9%	市役所の福祉関係課 13.2%	相談支援専門員・ヘルパーなど 14.5%

■情報の入手手段<上位項目> (MA)

順位	身体障害 N=2210	知的障害 N=385	精神障害 N=242
1位	新聞・テレビ・ラジオなど 80.4%	新聞・テレビ・ラジオなど 52.7%	新聞・テレビ・ラジオなど 74.4%
2位	市の広報など 39.7%	学校や施設など 32.7%	インターネット・スマートフォン 31.8%
3位	インターネット・スマートフォン 14.9%	市の広報など 17.7%	市の広報など 24.8%

■福祉関係情報の入手について困っていること<上位項目> (MA)

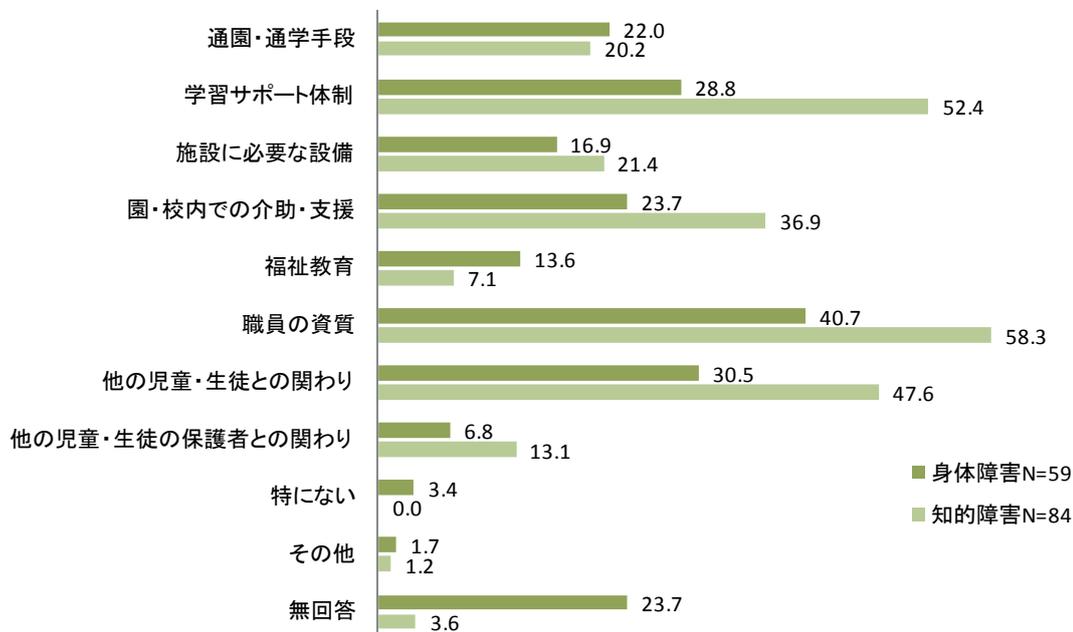
順位	身体障害 N=2210	知的障害 N=385	精神障害 N=242
1位	特に困っていることはない 47.3%	特に困っていることはない 36.6%	どこに情報があるかわからない 43.0%
2位	どこに情報があるかわからない 24.7%	どこに情報があるかわからない 32.5%	特に困っていることはない 26.9%
3位	パソコン等を持たずインターネット が使えない 13.4%	情報の内容が難しい 20.8%	情報の内容が難しい 26.4%



④ 教育・就学について【障害のある子ども】

○園・学校生活では、「職員の資質」「学習サポート体制」「他の児童・生徒との関わり」などが重視されています。「園・校内での介助・支援」や「通園・通学手段」の確保なども重要です。

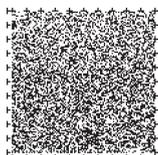
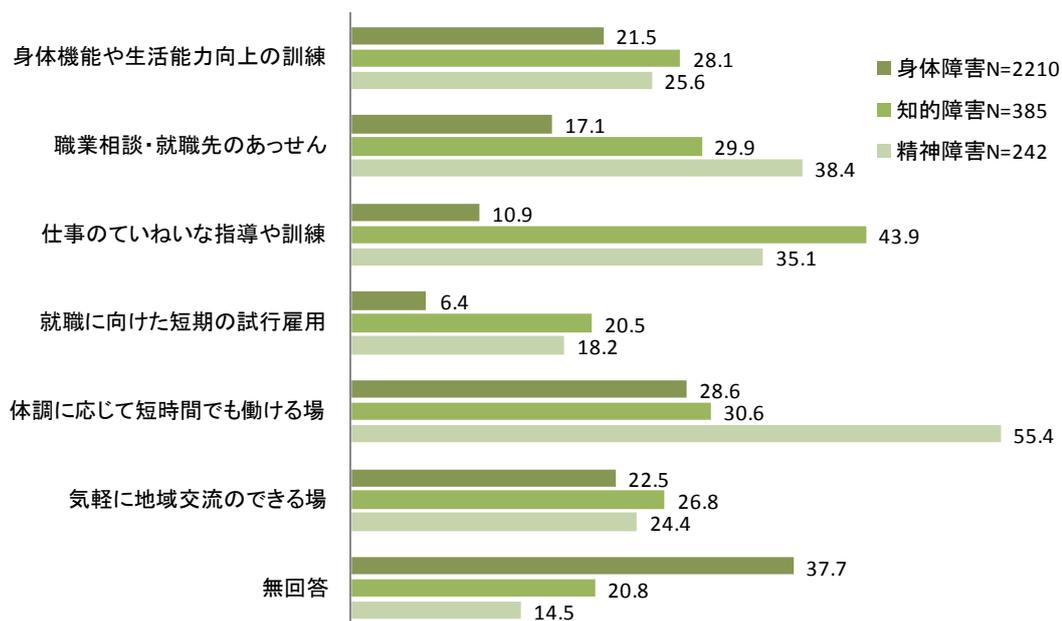
■園・学校生活を送る上で重要と思うこと<通園・通学している子ども> (MA) 単位：%



⑤ 雇用・就労について【障害のある人】

○仕事や社会参加のために必要なことは、精神障害では「体調に応じて短時間でも働ける場」、知的障害では「仕事のていねいな指導や訓練」が1位となっています。「職業相談・就職先のあっせん」「身体機能や生活能力向上の訓練」なども重要です。

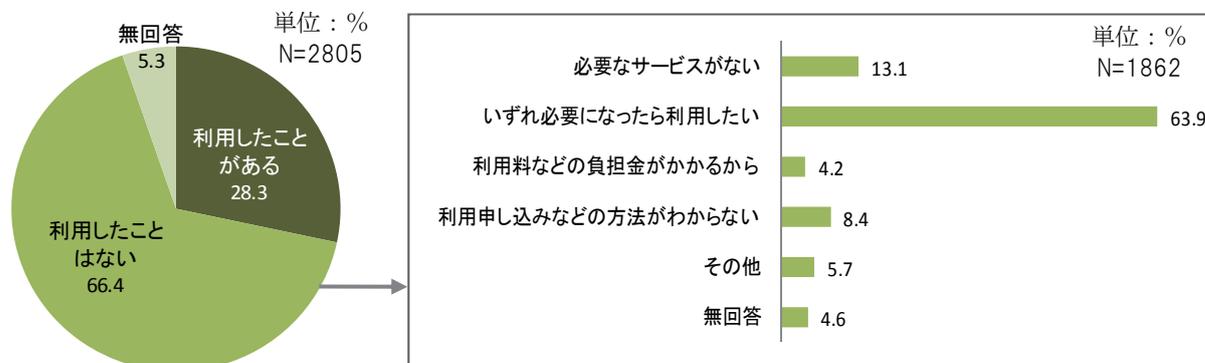
■仕事や社会参加のために必要と思うこと (MA) 単位：%



⑥ 障害福祉サービスなどについて【障害のある人】

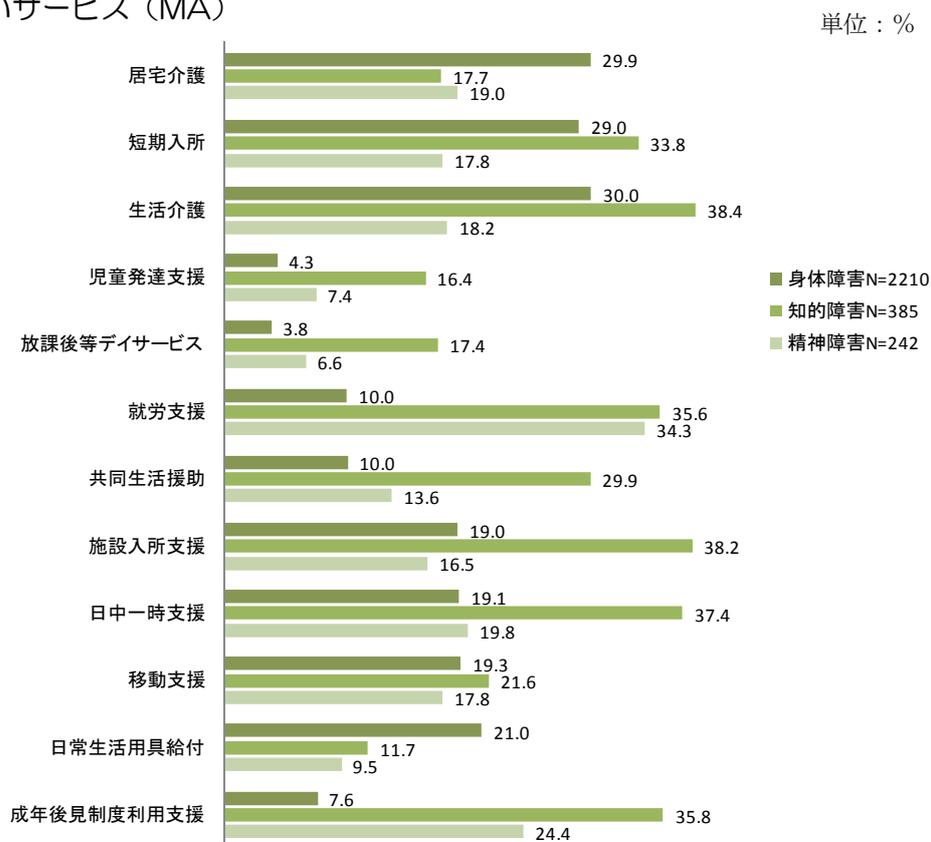
○過去1年間に障害福祉サービス等を「利用したことがある」人は約3割です。「利用したことはない」とする人の多くが「いずれ必要になったら利用したい」と答えています。利用したことがない理由として「必要なサービスがない」「利用申し込みなどの方法がわからない」などがみられます。

■過去1年間のサービス利用状況（SA） → ■利用したことがない理由など（SA）

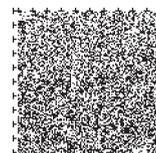


○今後利用したいサービスをみると、知的障害で「施設入所支援」「日中一時支援」をはじめ多くの項目でニーズが高く、身体障害では「生活介護」「居宅介護」「短期入所」、精神障害では「就労支援」でニーズが高くなっています。

■今後利用したいサービス（MA）



※「児童発達支援」は0～5歳（N=20）の80.0%、「放課後等デイサービス」は6～11歳（N=36）の66.7%、「就労支援」は18～64歳（N=996）の27.1%が「今後利用したい」と答えています。

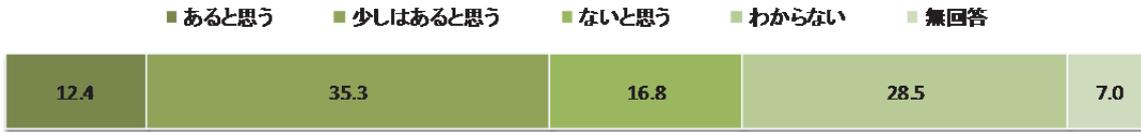


⑦ 地域や社会との関わりについて

○「障害」への地域の理解は、半数近くが「ある・少しはあると思う」と答えています。市民の理解が進んできていると考えている人は約3割です。

■「障害」への地域の理解はあると思うか（SA）【障害のある人】

単位：％
N=2805



■「障害」への市民の理解は進んできていると思うか（SA）【障害のある人】

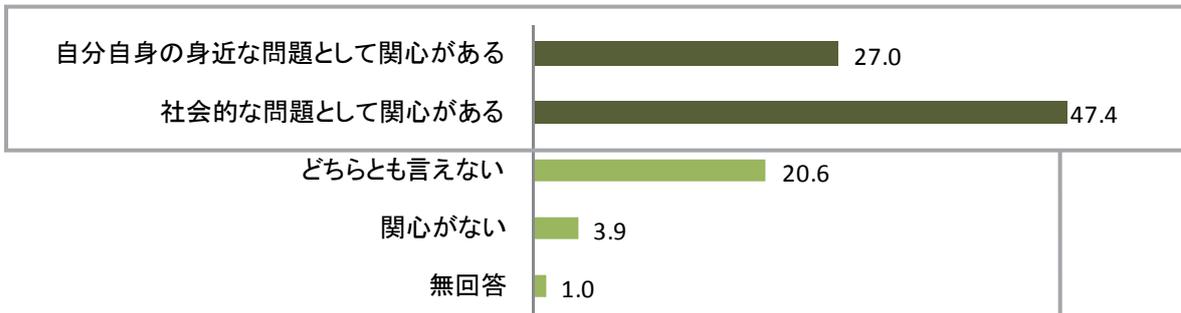
単位：％
N=2805



○市民の7割以上が「障害者福祉」に関心を持っています。テレビや新聞報道などから社会的な関心を高めているのみならず、自分自身の身近な問題と考えている人も少なくありません。

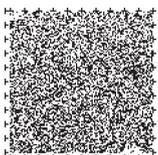
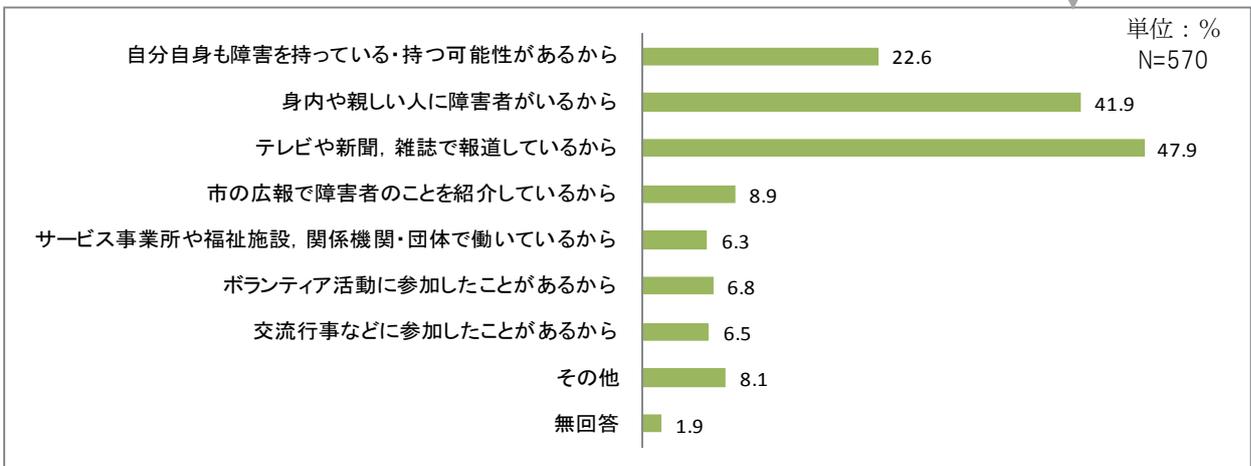
■「障害者福祉」への関心（SA）【市民】

単位：％
N=766



■「障害者福祉」への関心（SA）【市民】

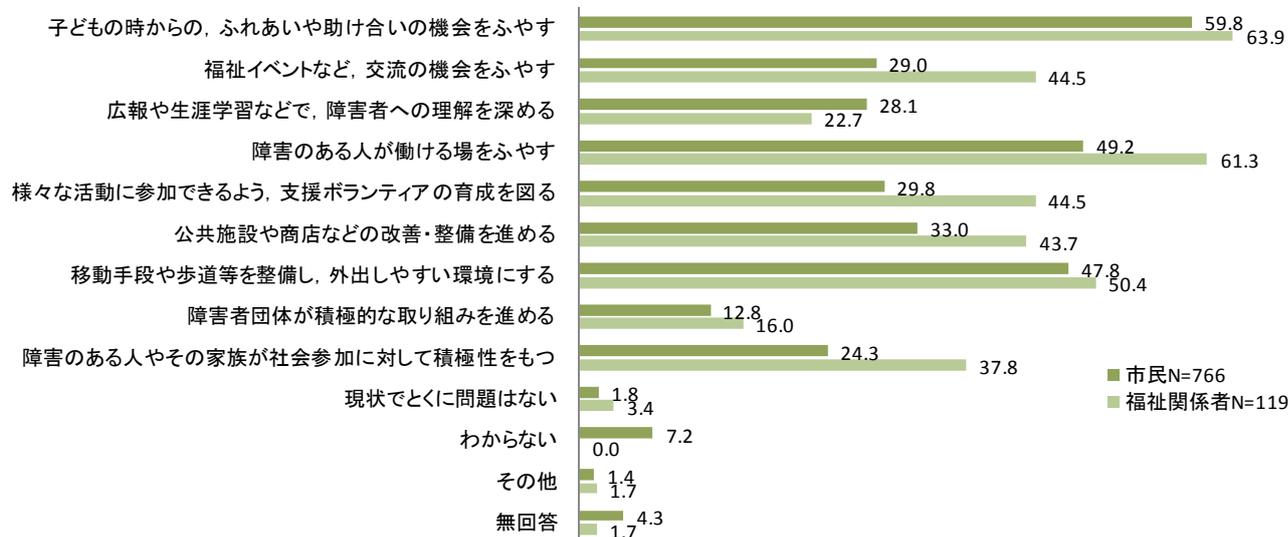
単位：％
N=570



○市民・福祉関係者は、障害のある人の社会参加には“子どもの時からのふれあい”“働ける場”“外出しやすい環境”などが大切と考えています。特に福祉関係者は、“福祉イベント”“ボランティアの育成”“障害のある人からの積極性”など、互いに働きかけることの重要性を感じています。

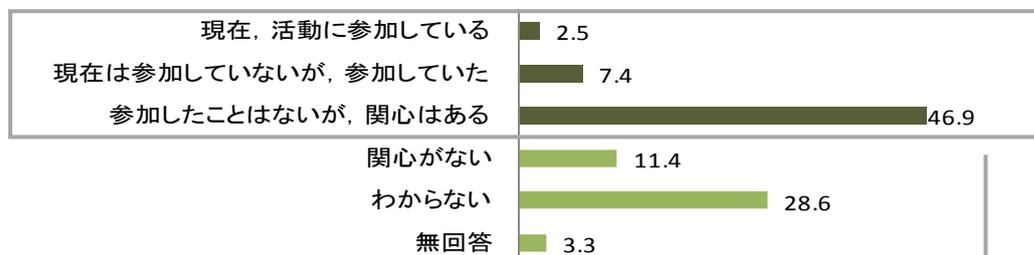
■障害のある人の地域や社会参加に大切なこと（MA）【市民・福祉関係者】

単位：%

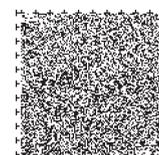
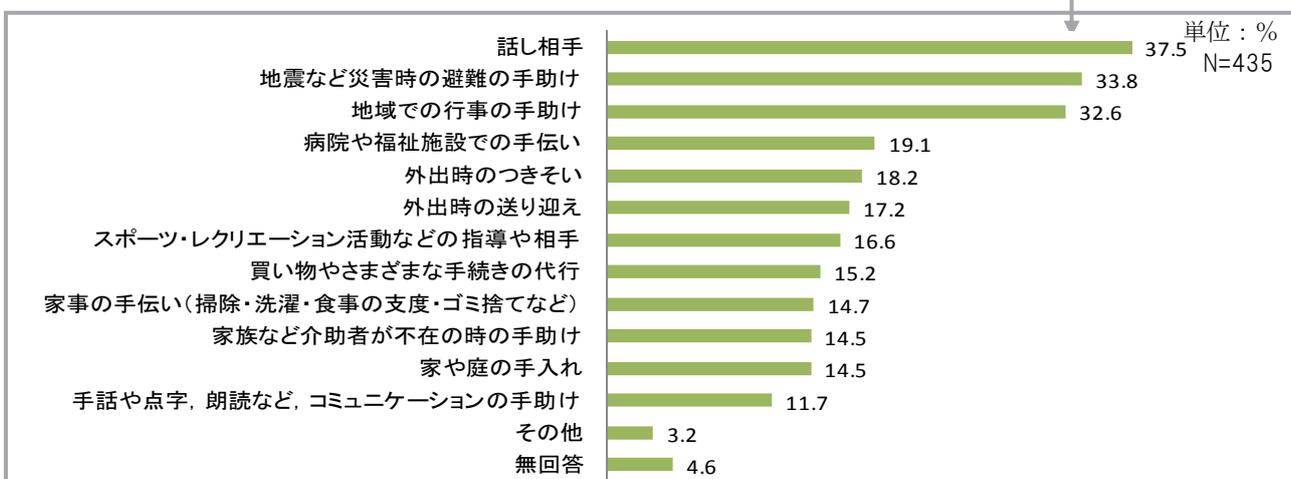


○市民の半数以上が障害のある人にかかわるボランティアに参加経験又は関心を持っており、“話し相手”や“災害時の避難支援”“行事の手伝い”などで関心が高くなっています。

■障害のある人にかかわるボランティアへの関心（SA）【市民】

単位：%
N=766

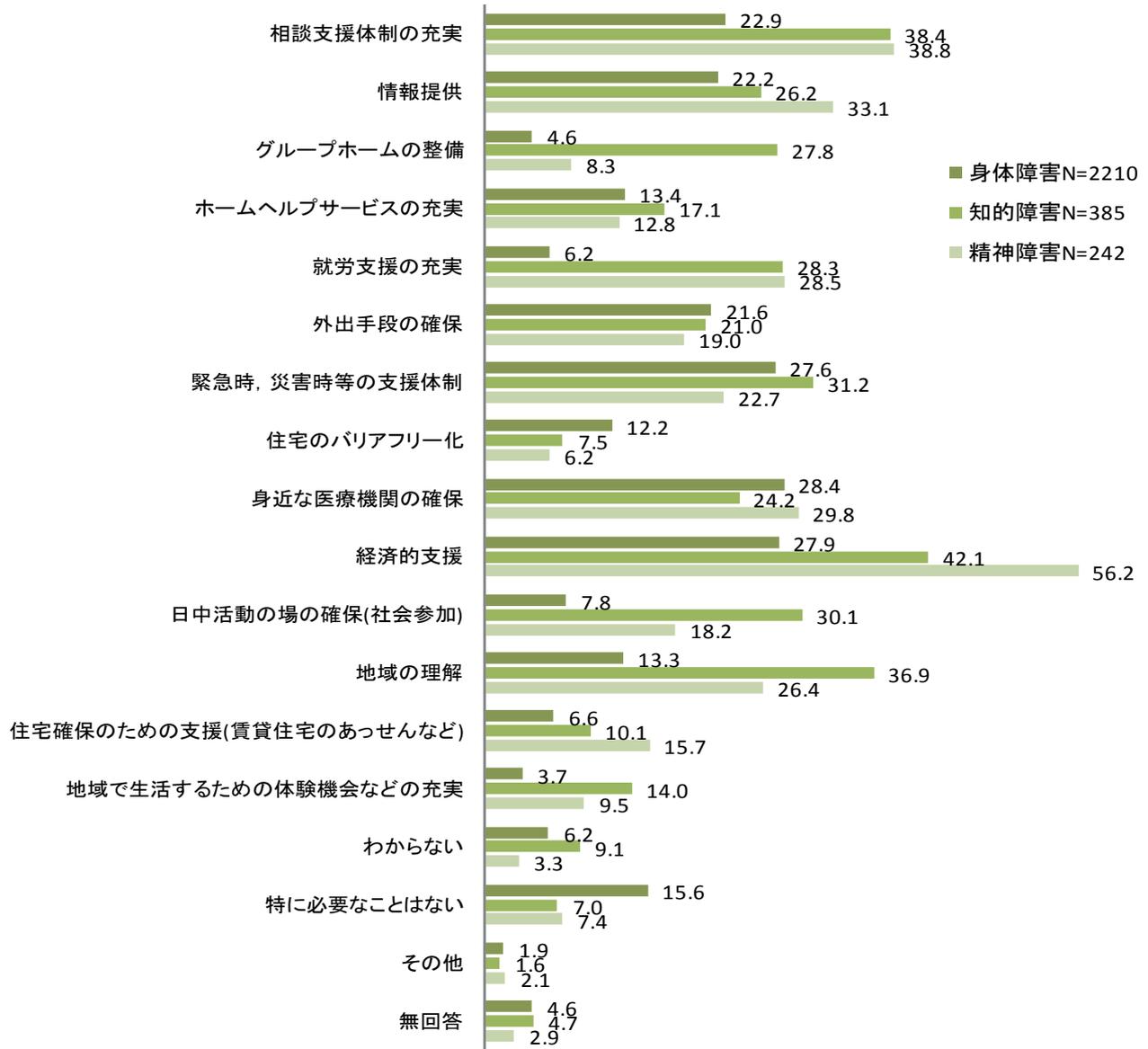
■現在の活動や関心のある活動（SA）【市民】

単位：%
N=435

⑧ 施策について

○障害のある人は、地域で生活するために必要なこととして「経済的支援」「相談体制の充実」「情報提供」「地域の理解」「災害時等の支援体制」などをあげています。

■地域で生活するために必要なこと (MA)【障害のある人】

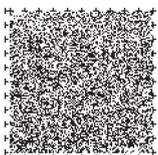


○地域・行政の社会的支援が進んできていると考えている人は、4割弱です。

■地域・行政の社会的支援の進捗状況 (SA)【障害のある人】

単位：%
N=2805

■ 進んできている ■ 多少進んできている ■ どちらとも言えない ■ 多少後退してきている ■ 後退してきている ■ わからない ■ 無回答



○土浦市が障害のある人や高齢者・子どもにとって「住みやすい」又は「ふつう」と考えている市民は4割強で、「住みにくい」と考えている人も約2割みられます。

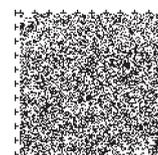
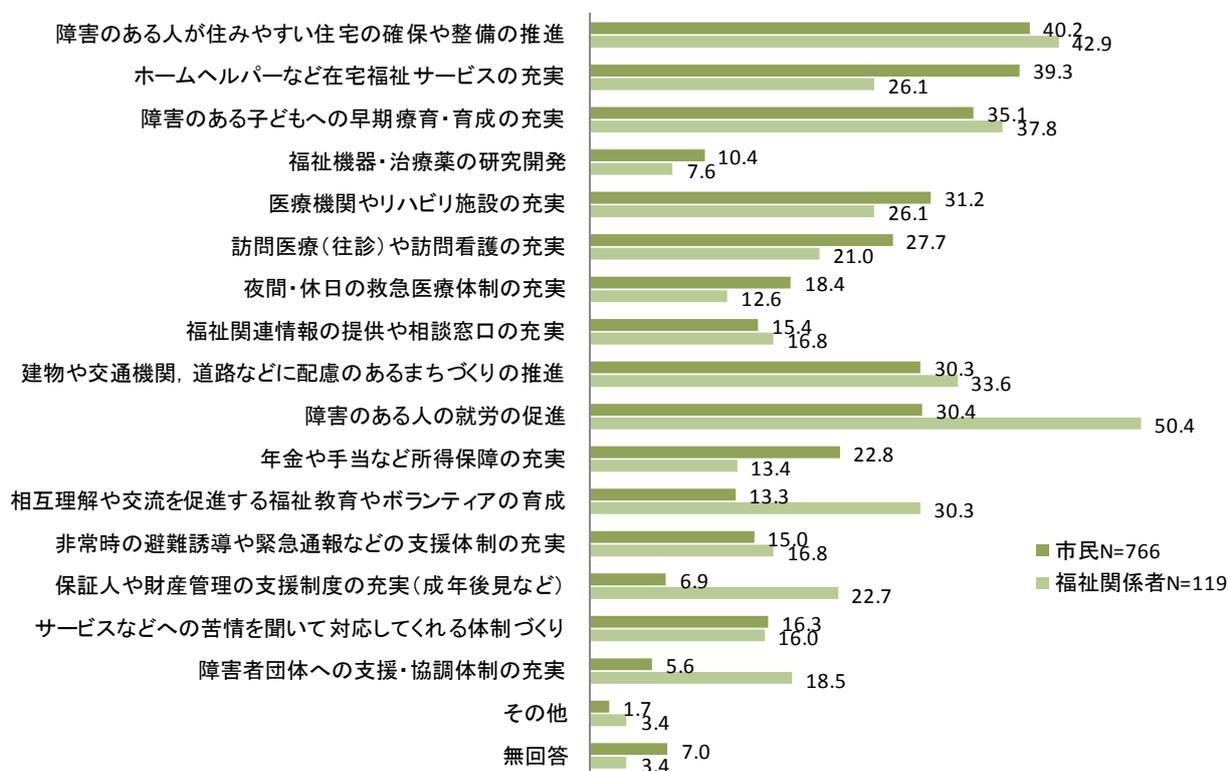
■土浦市は障害のある人や高齢者・子どもにとって住みやすいか（SA）【市民】



○障害者福祉について国・県・市が取り組むべき施策として、市民は“住みやすい住宅の確保”“在宅福祉サービス”“早期療育・育成の充実”などをあげ、福祉関係者は“就労の促進”を第1位にあげています。

■国・県・市が取り組むべき施策（MA）【市民・福祉関係者】

単位：％



【参考】関連データ

(1) 特別支援学校に通う子どもの数

■土浦市在住の特別支援学校等在籍児童・生徒数（平成26年3月末現在）

学校名	小学部				中学部				高等部				合計
	1・2年	3・4年	5・6年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	計	
土浦特別支援学校	14	14	11	39	6	8	7	21	10	13	18	41	101
つくば特別支援学校	2	5	3	10	3	4	3	10	2	2	0	4	24
霞ヶ浦聾学校	0	0	0	0	0	2	2	4	0	0	0	0	4
計	16	19	14	49	9	14	12	35	12	15	18	45	129

資料：土浦特別支援学校，つくば特別支援学校，霞ヶ浦聾学校

(2) ハローワーク土浦の職業紹介・雇用状況【障害のある人】

■ハローワーク土浦における障害者職業紹介状況（各年度10月31日現在）

区分	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
新規求職申込数	件	534	650	686	388
就職者数	人	197	276	294	216
有効求職者数	人	547	815	796	809

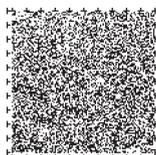
資料：ハローワーク土浦

■ハローワーク土浦管内における障害者雇用状況（各年度6月1日現在）

区分	単位	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
企業数(A)	企業	186	188	201	214
法定雇用率*対象労働者数(B)	人	55,954	55,421	54,761	57,568
障害者数(C)	人	777	830	843	980
雇用率(C/B)	%	1.39	1.50	1.54	1.70
雇用率達成企業数(D)	企業	68	78	86	93
達成企業の割合(D/A)	%	36.6	41.5	42.8	43.5

資料：ハローワーク土浦

※ハローワーク土浦管内（土浦市，つくば市，かすみがうら市，阿見町）を対象としています。また，求職者・被雇用者は管内居住者に限りません。

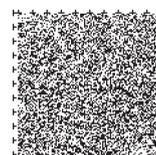


2 策定関係資料

(1) 障害者施策の主な動き

① 国の動き

昭和 57 年 3 月	「障害者対策に関する長期計画」策定
平成 5 年 3 月	「障害者対策に関する新長期計画」策定
平成 6 年 9 月	「ハートビル法（高齢者，身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）」施行
平成 7 年 5 月	「精神保健法」が「精神保健福祉法（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）」へ改正
平成 7 年 12 月	「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」策定
平成 11 年 6 月	「精神保健福祉法」等の一部改正
平成 12 年 4 月	「介護保険法」施行
平成 12 年 5 月	「交通バリアフリー法（高齢者，身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）」制定
平成 14 年 12 月	「障害者基本計画」策定（計画期間：平成 15 年度～平成 24 年度） 「重点施策実施 5 か年計画」策定（計画期間：平成 15 年度～平成 19 年度）
平成 15 年 4 月	「支援費制度」施行
平成 16 年 6 月	「改正障害者基本法」施行（障害を理由とする差別の禁止）
平成 17 年 4 月	「発達障害者支援法」施行
平成 18 年 4 月	「障害者自立支援法」施行
平成 18 年 12 月	「バリアフリー新法（高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」施行
平成 19 年 4 月	「学校教育法」改正（特別支援学校制度）
平成 19 年 12 月	「重点施策実施 5 か年計画」策定（計画期間：平成 20 年度～平成 24 年度）
平成 21 年 4 月	「改正障害者雇用促進法」施行（意欲・能力に応じた雇用機会の拡大）
平成 23 年 8 月	「改正障害者基本法」施行（障害者の定義の拡大と合理的配慮*の導入）
平成 24 年 4 月	「改正児童福祉法」施行（障害児支援の強化）
平成 24 年 10 月	「障害者虐待防止法」施行
平成 25 年 4 月	「障害者総合支援法」施行 「障害者優先調達推進法」施行
平成 25 年 6 月	「障害者差別解消法」成立【平成 28 年 4 月施行】 「障害者雇用促進法」改正（法定雇用率の算定基礎の見直し等）【平成 28 年 4 月施行】
平成 25 年 9 月	「障害者基本計画」策定（対象期間：平成 25 年度～平成 29 年度）

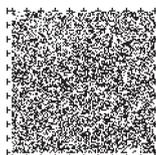


② 茨城県の動き

平成 6年 3月	「障害者福祉に関する長期行動計画」策定 (計画期間：平成5年度～平成14年度)
平成 9年 3月	「重点施策実施計画」策定 (計画期間：平成8年度～平成14年度)
平成15年 3月	「いばらき障害者いきいきプラン」策定 (計画期間：平成15年度～平成23年度)
平成19年 3月	「茨城県障害福祉計画 (第1期)」策定 (計画期間：平成18年度～平成20年度)
平成20年 3月	「発達障害者地域支援マニュアル」作成 「茨城県障害者福祉的就労支援計画 (障害者工賃倍増5か年計画)」策定 (計画期間：平成19年度～平成23年度)
平成21年 3月	「茨城県障害福祉計画 (第2期)」策定 (計画期間：平成21年度～平成23年度)
平成24年 3月	「新しいばらき障害者プラン」策定 (計画期間：平成24年度～平成29年度)
平成24年 6月	「茨城県工賃向上計画」策定 (計画期間：平成24年度～平成26年度)
平成26年 3月	「障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例」 成立【平成27年4月施行】

③ 土浦市の動き

平成12年 3月	「土浦市人にやさしいまちづくり計画」策定 (計画期間：平成12年度～平成31年度)
	「つちうら障害者プラン計画」策定 (計画期間：平成12年度～平成21年度) (前期計画：平成12年度～平成16年度)
平成17年 3月	「つちうら障害者プラン後期計画」改定 (計画期間：平成17年度～平成21年度)
平成19年 3月	「第1期土浦市障害福祉計画」策定 (計画期間：平成18年度～平成21年度)
平成20年 3月	「第7次土浦市総合計画」策定 (計画期間：平成20年度～平成29年度) (前期計画：平成20年度～平成24年度)
平成21年 3月	「土浦市地域福祉計画」策定 (計画期間：平成20年度～平成24年度) 「土浦市障害者向け防災マニュアル」作成 「第2期土浦市障害福祉計画」策定 (計画期間：平成21年度～平成23年度) 「土浦市バリアフリー基本構想」策定
平成22年 3月	「土浦市バリアフリー特定事業計画」策定
平成24年 3月	「第3期土浦市障害福祉計画」策定 (計画期間：平成24年度～平成26年度)
平成25年 2月	「第7次土浦市総合計画後期基本計画」策定 (計画期間：平成25年度～平成29年度)
平成25年 3月	「第2次土浦市地域福祉計画」策定 (計画期間：平成25年度～平成29年度) 「土浦市障害者・高齢者向け防災マニュアル」作成
平成27年 3月	「土浦市障害者計画後期計画・第4期障害福祉計画」策定 「土浦市障害者計画後期計画」(計画期間：平成27年度～平成32年度) 「第4期障害福祉計画」(計画期間：平成27年度～平成29年度)



(2) 土浦市障害者計画策定委員会

土浦市障害者計画策定委員会設置要綱

平成10年6月8日 告示第59号

最終改正：平成25年3月25日告示第47号

(設置及び所掌事務)

第1条 本市における障害者施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に定める市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条に定める市町村障害福祉計画(以下これらを「計画」と総称する)について調査審議し、計画の立案を行うため、土浦市障害者計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員25人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会の議員
- (3) 関係機関及び団体の役職員
- (4) 副市長
- (5) 市民
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

2 委員の任期は、計画の立案が終了したときまでとする。

3 第1項第2号から第4号までに規定する者のうちから委嘱され、又は任命された委員は、委嘱又は任命当時の職を退いたときは、その資格を失うものとする。

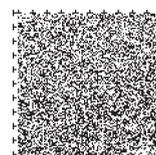
(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。



(会議)

第5条 会議は、必要に応じ、委員長が招集する。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

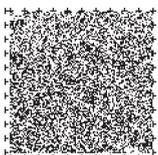
3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

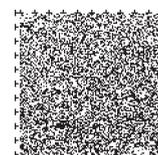
第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。



土浦市障害者計画策定委員会委員名簿

任期：平成26年4月25日～平成27年3月31日

委員氏名	所属・役職等	備考
山本 哲也	つくば国際大学産業社会学部准教授	委員長
上方 仁	土浦市地域自立支援協議会会長	副委員長
塚原 直人	社団法人土浦市医師会会員	
吉田 千鶴子	土浦市議会文教厚生委員会委員	
高木 文夫	土浦市民生委員児童委員協議会連合会理事	
村山 一人	土浦市障害者（児）福祉団体連合会会長	
太田 恵一	土浦市障害者（児）福祉団体連合会副会長	
尾崎 征生	土浦市障害者（児）福祉団体連合会事務局長	
吉澤 馨	土浦市障害者（児）福祉団体連合会会計監査	
伊藤 節子	土浦市ボランティアサークル連絡協議会理事	
角田 純一郎	社会福祉法人尚恵学園コスモス管理者	
揚石 広行	社会福祉法人青洲会さくら苑施設長	
海崎 真知子	社会福祉法人明清会ほびき園総括サービス管理責任者	
足立 史江	土浦公共職業安定所統括職業指導官	
高野 洋子	茨城県立土浦特別支援学校校長	
望月 裕亮	茨城県土浦保健所保健指導課係長	
小菅 純子	茨城県土浦児童相談所指導課長	
瀬尾 洋一	土浦市社会福祉協議会常務理事	
鈴木 浩之	一般公募	
杉本 衣代	一般公募	



(3) 土浦市障害者計画研究会

土浦市障害者計画研究会設置要綱

平成10年7月24日訓令第7号

最終改正：平成20年11月28日訓令第11号

(設置)

第1条 本市における障害者施策の総合的かつ計画的な推進の指針となる障害者計画(以下「計画」という。)に係る諸課題に関し調査研究するため、土浦市障害者計画研究会(以下「研究会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 研究会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者の現況及び課題の把握に関すること。
- (2) 障害者のニーズを把握するための実態調査の実施に関すること。
- (3) 障害者施策の推進方法の検討に関すること。
- (4) 障害者施策に係る関係部課間の連絡調整に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、計画に関し必要な事項

(組織)

第3条 研究会は、委員20人以内をもって組織し、会長、副会長及び委員をもって構成する。

2 会長は保健福祉部長を、副会長は障害福祉課長をもって充てる。

3 委員は、次の課に属する者のうちから市長が任命する。

政策企画課、広報広聴課、総務課、管財課、市民活動課、生活安全課、社会福祉課、こども福祉課、高齢福祉課、国保年金課、健康増進課、商工観光課、道路課、住宅営繕課、都市計画課、建築指導課、教育委員会学務課、教育委員会生涯学習課、教育委員会指導課、消防本部総務課

(会議)

第4条 研究会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

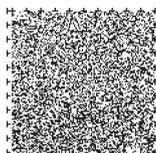
4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 研究会の庶務は、保健福祉部障害福祉課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。



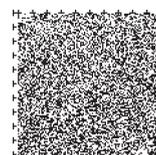
土浦市障害者計画研究会委員名簿

任期：平成25年12月13日～平成27年3月31日

所属部等	所属課	平成26年度		平成25年度		備考
		職名	氏名	職名	氏名	
保健福祉部		部長	鈴木 俊文	部長	鈴木 俊文	会長
保健福祉部	障害福祉課	課長	新福 典子	課長	新福 典子	副会長
市長公室	政策企画課	主事	瀬古澤 麻由実	政策員	野口 智巳	
総務部	総務課	室長	大橋 博	室長	大橋 博	
市民生活部	市民活動課	主査	酒井 秀玲	主査	渡辺 功	
	生活安全課	係長	大竹 弘樹	主査	中澤 修	
保健福祉部	社会福祉課	課長補佐	長谷川 雄一	課長補佐	長谷川 雄一	
	こども福祉課	課長補佐	藤井 徹	課長補佐	藤井 徹	
	高齢福祉課	副参事	加藤 史子	所長	加藤 史子	
	国保年金課	主査	中川 光美	主査	中川 光美	
	健康増進課	係長	瀬尾 夏世	係長	瀬尾 夏世	
産業部	商工観光課	主査	村瀬 潤一	主査	村瀬 潤一	
建設部	道路課	係長	佐野 和美	係長	佐野 和美	
都市整備部	都市計画課	副参事	室町 和徳	課長補佐	室町 和徳	
	建築指導課	係長	市村 朋子	主幹	市村 朋子	
教育委員会	学務課	主査	田中 裕之	主査	田中 裕之	
	生涯学習課	係長	市村 好枝	係長	坂本 雄一	
	指導課	指導主事	井元 光子	指導主事	中島 健一郎	
消防本部	総務課	係長	瀬古澤 時人	係長	小島 博	
社会福祉協議会		係長	須藤 美穂	係長	須藤 美穂	※

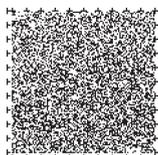
※社会福祉協議会については、説明や意見を聴くため、実務担当者の出席を求めています。

(研究会設置要綱第4条第4項)



(4) 計画策定過程

日程	実施事項	主な内容
平成 26 年 2 月 5 日	第 1 回研究会	○障害者福祉の最近の動向について ○障害者計画・障害福祉計画の内容について ○現行計画の進捗状況調査について（依頼） ○計画策定スケジュールについて
5 月 13 日	第 2 回研究会	○基本理念・基本目標について ○現行計画の進捗状況調査について ○アンケート調査について
5 月 29 日	第 1 回策定委員会	○委員長及び副委員長の選出 ○計画の内容及び策定スケジュールについて ○現行計画の実施状況と課題について ○基本理念・基本目標について ○アンケート調査について
6 月 26 日 ～7 月 10 日	アンケート調査の 実施	○障害者調査 ○一般市民調査 ○福祉関係者調査
7 月中旬	ヒアリング調査の 実施	○市内の障害者団体
9 月 19 日	第 3 回研究会	○アンケート及びヒアリング調査の結果について ○計画策定に向けた課題について ○計画構成案について
10 月 10 日	第 2 回策定委員会	○アンケート及びヒアリング調査の結果について ○計画策定に向けた課題について ○計画構成案について
11 月 12 日	土浦市地域自立支 援協議会	○障害福祉サービス等の見込量についての意見聴 取
12 月 1 日	第 3 回策定委員会	○調査結果の分析と課題の整理について ○計画素案（第 1～3 章）について
12 月 15 日	第 4 回研究会	○第 3 回策定委員会の結果報告について ○計画素案（全体）について ○現行計画の評価結果と新施策体系について
12 月 25 日	第 4 回策定委員会	○計画素案（全体）について
平成 27 年 1 月 15 日 ～2 月 4 日	パブリック・コメン トの実施	○素案を市主要施設に設置，市ホームページに掲載
2 月 9 日	第 5 回研究会	○パブリック・コメントの結果とその対応について ○計画案について
2 月 20 日	第 5 回策定委員会	○パブリック・コメントの結果とその対応について ○計画案について



3 用語解説

【あ行】

ICT（アイシーティー）

情報通信技術のこと。本計画では、パソコンやインターネット及びそれらを活用する技術のことをいう。

アクセシビリティ

誰もがさまざまな製品や建物やサービスなどを支障なく利用できるかどうか、あるいはその度合いのことをいう。

一般就労

通常の雇用形態のことで、労働基準法および最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労をいう。「福祉的就労」に対する用語として使用される。

インクルーシブ教育

それぞれの子どもの個性を尊重し、どの子どもも精神的・身体的な能力等を可能な限り発達させ、自由な社会に効果的に参加していけるよう、障害のある子どもとない子どもがともに学ぶ教育のこと。

インターンシップ

会社などでの体験就業による実習訓練期間のこと。

SP（エスピー）コード

紙に掲載された情報をデジタルに変える二次元シンボル。簡単に大量の情報を紙に記録・掲載できるため、ビジネスや日常生活など様々な活用ができる。専用のSPコード読取機を使って、音声・点字・テキストで出力することができる。

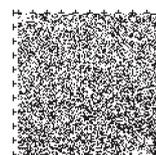
【か行】

ガイドボランティア

障害のある人や子どもの外出を支援するボランティアのこと。

虐待

自分の保護下にある者に対し、長期間にわたって暴力をふるったり、日常的にいやがらせや無視をするなどの行為を行うことをいう。身体的虐待だけでなく、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待（金銭を使わせない、あるいは勝手に使う）、ネグレクト（養育放棄・無視）などがある。



共生社会

誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。

協働

市民及び市がその役割分担に基づき、相互補完的に対等な立場で協力して行動することをいう。

ケアマネジメント

介護を必要とする高齢者や障害のある人が地域で生活するため、一人ひとりの生活ニーズに応じて、地域に散在する福祉・保健・医療・教育・就労等のサービスを適切に組み合わせて、一体的・総合的に提供するための手法。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な人の権利を守り、ニーズ表明を支援し代弁すること。障害のある人の権利擁護では、障害福祉サービスを希望又は利用する場面において本人が抱える苦情や差別的な取扱い、虐待その他の人権侵害から、侵害された権利の回復を図り、本人が自らの力を発揮できるようにする過程をいう。

高次脳機能障害

認知（高次脳機能）とは、知覚、記憶、学習、思考、判断などの認知過程と行為の感情（情動）を含めた精神（心理）機能を総称する。病気（脳血管障害、脳症、脳炎など）や、事故（脳外傷）によって脳が損傷されたために、認知機能に障害が起きた状態を、高次脳機能障害という。

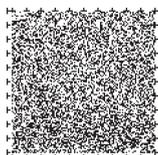
合理的配慮

障害者権利条約で定義された新たな概念であり、障害のある人の人権と基本的自由及び実質的な機会の平等が、障害のない人々と同様に保障されるために行われる「必要かつ適当な変更及び調整」であり、障害者の個別・具体的なニーズに配慮すること。

【さ行】

サービス等利用計画

障害福祉サービス利用者の生活上の課題、その支援方針、利用するサービス等を記載する計画で、障害福祉サービスを利用する際必ず作成する。作成は、市が指定する指定特定相談支援事業者が行うほか、利用者本人・家族・支援者等が作成することもできる。



児童福祉法

「すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるように努めなければならない」という理念に基づき、児童（満18歳に満たない者）の福祉を担当する公的機関の組織や、各種施設及び事業に関する基本原則を定めている。

社会的障壁

障害のある人にとって日常生活や社会生活を営む上で支障となることがら。事物（利用しにくい建物や設備など）、制度（利用しにくい制度など）、慣行（習慣や文化など）、観念（障がいのある人に対する偏見、誤解、差別など）などのすべて。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づきすべての都道府県・市区町村に設置され、地域住民や社会福祉関係者の参加により、地域の福祉推進の中核としての役割を担い、さまざまな活動を行っている非営利の民間組織。本計画では「社会福祉法人土浦市社会福祉協議会」のことをいう。

障害支援区分

障害のある人等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、区分ごとに利用できるサービスが異なる。障害者自立支援法では障害程度区分が用いられていたが、障害者総合支援法では、知的障害や精神障害などの特性に配慮した支援の必要性に目が向けられるようになった。

障害児支援利用計画

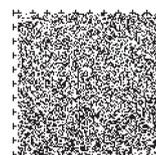
障害のある子どもの生活上の課題、その支援方針、利用するサービス等について計画する計画で、児童福祉法による障害児通所サービスを利用する際必ず作成する。作成は、市が指定する指定障害児相談支援事業者が行うほか、家族・支援者等が作成することもできる。

障害者基本法

障害のある人の自立及び社会参加を支援する施策に関する基本理念を定めた法律。障害のある人に対して障害を理由として差別することや、その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないと定める。また、国や地方自治体に障害者施策に関する基本計画の策定を義務付けている。

障害者虐待防止法

家庭、施設、勤務先で障害のある人に対する虐待を発見した人に通報を義務づけ、自治体などが保護することを定めている。



障害者雇用促進法

障害のある人の職業リハビリテーションや雇用・在宅就業の促進について定めた法律。民間企業・国・地方公共団体に一定割合の障害者を雇用することなどを義務付けている。

障害者差別解消法

障害者基本法の基本理念に沿って、障害を理由とする差別を解消するための措置について定めた法律。障害のある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関に対して合理的配慮の提供を義務づけている。

障害者総合支援法

共生社会の実現に向け、障害のある人の社会参加等を進めるための支援が総合的・計画的に行われるよう、障害の種類に関わらず必要なサービスを利用できるようにしたこと、重度訪問介護の対象者拡大、ケアホームのグループホームへの一元化、地域移行支援、地域生活支援事業の充実などを特徴としている。

障害者週間

国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定されているもの（12月3日～9日）。

障害者優先調達推進法

障害のある人の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障害者施設等から優先的・積極的に調達することを推進するもの。

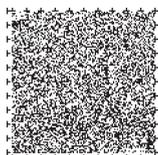
ジョブコーチ

障害のある人が円滑に就労できるよう、本人と事業者の関係づくりを支援するなど、職場内外の支援環境を整える職場適応援助者。

自立支援医療

心身の障害を除去・軽減するための医療で、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度（自立支援医療制度）の対象となる医療のこと。対象は次の通り。

- ・精神通院医療：精神保健福祉法に規定する精神疾患があり、通院による精神医療を継続的に要する人
- ・更生医療：身体障害者手帳の交付を受けており、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる人（18歳以上）
- ・育成医療：身体障害があり、その障害を除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる子ども（18歳未満）



相談支援専門員

障害のある人が自立した日常生活，社会生活を営むことができるよう，障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援，住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など，障害のある人の全般的な相談支援を行う。実務経験と相談支援従事者初任者研修の修了を資格要件とする。

精神保健福祉法

精神障害者の医療・保護，社会復帰の促進，自立への援助，発生の予防などを行い，福祉の増進と国民の精神的健康の向上を図ることを目的とする法律。

成年後見

障害などにより判断能力が十分でない人の財産等の管理，また，日常生活において主体性がよりよく実現されるよう，法律行為を代行又は支援することをいう。

成年後見制度

障害などにより判断能力が十分でない人の法律行為を代行又は支援する者を専任する制度。家庭裁判所が審判を行う法定後見（判断能力の程度に応じて後見・保佐・補助のいずれかに分けられる）と，本人の判断能力があるうちに後見人を選び，委任契約を結んでおく任意後見がある。

措置制度

福祉サービスを受ける要件を満たしているかを判断し，また，そのサービスの開始・廃止を法令に基づいた行政権限としての措置により提供する制度。

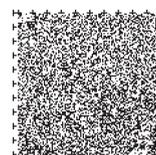
【た行】

地域介護ヘルパー

地域での支え合いと家族介護の質の向上を目的に養成しているヘルパーのこと。県は，旧いきいき3級ヘルパー受講推進事業の趣旨を引継ぎ，平成21年度から「茨城県地域介護ヘルパー養成研修」を実施している。

地域ケアシステム

在宅の介護や生活支援を必要とする障害のある人等に対して，さまざまな相談に応じるとともに一人ひとりに最も適するように保健・医療・福祉サービスを組み合わせて提供する仕組みのこと。



地域自立支援協議会

関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害のある人等への相談支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた支援体制の整備について協議を行うため、市町村に設置する協議会。

地域福祉

それぞれの地域において人々が安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者が互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組む考え方。

特別支援教育

特別支援学校、盲学校、聾学校や特別支援学級での教育に加え、通常の学級に在籍する学習障害（LD）、注意欠陥・多動性障害（ADHD）、高機能自閉症等の特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒への対応も積極的に行うなど、一人ひとりのニーズに応じた教育のこと。

特別支援学級

小学校、中学校、高等学校および中等教育学校に、教育上特別な支援を必要とする児童及び生徒のために置かれた学級のこと。

特別支援学校

障害のある子どもに対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校のこと。

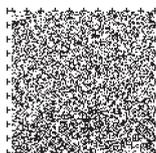
トライアル雇用

ハローワークの紹介により企業が短期間（原則として3か月間）試行的に雇用し、双方が適性或職場環境などについて相互に確認した上で雇用に移行する試行雇用制度のこと。障害のある人など就労支援が必要な一定要件を満たす人を対象とし、事業主には奨励金が支給される。

【な行】

難病

治療が困難で、慢性的経過をたどり、本人・家族の経済的・身体的・精神的負担が大きい疾患。平成25年4月より障害者総合支援法の対象となり、障害程度区分を受けて障害福祉サービスを利用することができる。対象疾病は151疾病（平成27年1月より）。



認知症サポーター

「認知症サポーター養成講座」を受けて認知症を理解し、地域住民として認知症の人や家族を温かく見守る応援者のこと。

ノーマライゼーション

障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるという考えのこと。

【は行】

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害で、症状が比較的低年齢において発現するもの。

発達障害者支援法

発達障害の早期発見・発達支援について定めた法律。発達障害者支援センターの設置についても規定している。

パブリック・コメント

市の基本的な計画等を策定する際に、事前にその案を公表し、市民等の意見を求め、寄せられた意見を参考に計画等を決定するとともに、市民から寄せられた意見と市の考え方を公表する制度のこと。

バリアフリー

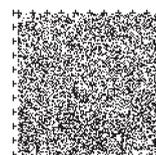
社会生活をしていく上で妨げとなる障壁（バリア）となるものを除去（フリー）するという意味で、建物や道路の段差解消など生活環境上の物理的障壁を除去することであり、より広く、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

バリアフリー新法

高齢者・障害のある人・妊婦などの移動や公共施設の利用の際の利便性・安全性を向上させるため、公共交通機関・施設及び広場・通路などのバリアフリー化を一体的に推進することを定めるハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充させた法律。

ハローワーク

公共職業安定所の愛称。国民に安定した雇用機会を確保することを目的として国（厚生労働省）が設置する行政機関。職安（しょくあん）ともいう。



東日本大震災

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴って発生した津波及びその後の余震により引き起こされた大規模地震災害のことをいう。

批准（ひじゅん）

既に全権代表によって署名がなされた条約に拘束されることを国家が最終的に決定する手続きのことで、通常は議会の同意を得て元首等が裁可あるいは認証、公布などを行うことにより成立し、締約相手国と批准書を交換したり、国際機関に批准書を寄託することによって国際的に正式確認される。

PDCA（ピーディーシーエー）サイクル

業務管理手法のひとつで、計画 (Plan)、実行 (Do)、評価 (Check)、改善 (Action) の 4 段階を繰り返して継続的に改善していく流れのこと。

避難行動要支援者

ひとり暮らしの高齢者や重い障害のある人など、日常生活に手助けが必要な人や、避難にあたって支援（避難支援、情報支援）が必要となる人のこと。内閣府により「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年 8 月）が示され、全国市区町村で避難行動要支援者名簿の作成・活用が進められている。

※市で平成 26 年 6 月に実施したアンケート調査時点では「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成 18 年 3 月）に基づき、「災害時要援護者」の表記を使用した。

福祉的就労

一般就労が困難な人のために福祉的な観点に配慮された環境での就労で、一般の労働者とは異なり、施設（就労移行支援事業所、就労継続支援 A・B 型事業所）の利用者という立場となるが、工賃の向上など労働者性に着目した底上げが目指されている。

法人後見

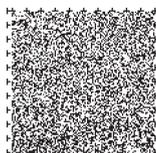
社会福祉法人や社団法人、NPO などの法人が成年後見人等（後見人・保佐人・補助人）になり、家族や支援者等の個人が成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことをいう。

法定雇用率

障害者雇用促進法で定められている障害者雇用率制度のことで、従業員 50 人以上の事業主に適用される。一般の民間企業は 2.0%，特殊法人や国及び地方公共団体 2.3% などとなっている。

補助犬

視覚障害のある人の歩行をサポートする「盲導犬」、身体が動かしにくい人の日常生活をサポートする「介助犬」、聴覚障害のある人に音を知らせる「聴導犬」の総称。



【や行】

要約筆記

聴覚障害のある人等への情報保障手段のひとつで、話している内容を要約し、文字として伝えること。「要約し、通訳する」ことで、速記とは内容が異なる。筆談のほかパソコン入力などにより行われる場合がある。

【ら行】

ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のことをいう。

療育

障害のある子どもが社会的な適応力を付け、自立することを目的に行われる医療と教育を一体化させた保育。一人ひとりに対する医学的な診断・評価とこれに基づく指導を行う。

【参考】障害があることや、障害のある人への対応があることを示すシンボルマーク

